

自衛隊の法的安定性を
確立せよ

安全保障研究委員長
火箱 芳文 陸自74

自民党は3月25日の党大会で、4項目の改憲方針を党員に説明した。今後、衆参両院の憲法審査会で各党との協議を進める考えだ。

自民党が目指すのは、自衛隊の根拠規定を憲法に明記し、自衛隊が合憲であることを明確にすることである。自民党の条文案には「自衛隊を保持する」と規定された。

安倍総裁は党大会で、多くの憲法学者が自衛隊違憲論を唱えていると指摘し、「ほとんどの教科書には違憲論に触れた記述があり、自衛官の子供たちも、この教科書で学ばなければならぬ。この状況に終止符を打とうではありませんか」と述べた。

自民党内の9条改正論議で、①安倍総裁の提示した「9条1項、2項を維持」「自衛隊」を明記する、「②石破茂元幹事長などが主張する「2項を削除し『自衛隊』を明記する」という案で議論しているようだ。他の政党、一部のマスコミ、国民には現憲法の改正に消極的、反対の声もまだある。憲法改正は改憲勢力の3分の2で発

議されても国民投票の2分の1を確保できなければ改正できない。現在、日本を取り巻く安全保障環境は激変している。憲法第9条には「国防に関わる本質的な問題」があり、改正が必要だ。最大の問題は、「自衛隊の法的安定性が確立されていない」ことだ。自衛隊は我が国の安全保障に不可欠な存在でありながら、憲法に一言も記されていない。自衛隊の存在は自衛隊法と防衛省設置法が根拠である。この二つは法律に過ぎず、国会の2分の1の賛成で廃止もできる。自衛隊に否定的な政権が出来た場合、物理的、論理的にも廃止できるのだ。

最高裁砂川判決（1959年）では自衛隊の存在を認めたと、自衛隊合憲の判断は回避している（統治行爲論）。自衛隊は、これまで「戦力不保持」を規定した9条2項との整合性を問われ続けた。「軍隊」「戦力」でない「必要最小限度の実力」とする、分かりにくい憲法解釈が根拠である。これが、6割を超す憲法学者が違憲あるいは違憲疑いと主張する理由である。

自衛隊創設以来、「自衛隊憲法違反」の一言は自衛官の心に突き刺さったままである。私もその一人だ。自衛官は入隊時「日本国憲法及び法令を遵守し、事に望んで危険を顧みず、身もつて責務の完遂に務め」と服務の

宣誓を行う。憲法を守り、自分の命より大事なために戦うと宣誓している。それにもかかわらず安全保障の議論やPKO等海外に派遣される度、一部から「憲法違反」と非難される。その言葉を聞く度に心が痛む。「国民のため命を懸ける」と誓っている自衛官に対し、「お前たちは要らない、お前たちがいるから戦争が起きる、余計なこととはするな」と言っているに等しい。

2015年9月に安全保障法制が成立した。この成立の過程において自衛隊が「軍隊」でないことから生じる限界、不必要な制約を克服する前向きな議論を期待したが、残念だった。憲法調査会の参考人質疑で、自民党が推薦した憲法学者の「安保法案は違憲」の一言で議論が拡散し、真つ当な議論がかき消された。自衛隊が憲法違反と言われないうために、法解釈に依拠してきた自衛隊の存在を如何なる形でも憲法に明記することだ。

憲法記念日を前に、安倍首相は外遊中のヨルダンで記者会見し、「憲法改正の議論は煮詰まってきた。我が国の独立と平和を守る自衛隊を明記し、違憲論争に終止符を打つことが今を生きる政治家としての責務と考えている」と述べ、自民党案をアピールした。また、9条2項を維持することでは

違憲論争が解消しないとの意見に対して、高村副総裁は「我々は政治家であつて学者ではない。政治家が作らなければならぬのは理論的にベストの案ではなく、実現可能なベストの案だ」と主張している。

いずれにしても、憲法に明記することは、自衛隊に憲法上の根拠を与えることであり、格段に強固な法的根拠となる。国民世論の熱狂に左右されない組織になり、抑止力も高まる。長い間、自衛官に突き刺さつたトゲを抜くことにもなる。自衛官に「誇りと名譽」を与える大きな第一歩にもなる。「自衛隊違憲論争」に終止符を打つことにより、自衛隊が抱える不必要な制約に対して今度は真つ当な議論が期待できるのだ。

●自民党憲法改正条文案（9条関連）
第9条1項、2項（現行条文のまま）
第9条の2（9条の次に追加）

我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項目の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。